AEA
事例から
学ぼう！

関連商品の化粧品と美顔器など未開封未使用なのに返品対象外？！

相談事例

関連商品の化粧品と美顔器などを含む、エステティックコースを契約した。
中途解約を申し入れたところ、「クーリング・オフ期間経過後の関連商品は、残存価値がないため返品できません。契約時お渡しの同意書面にサインをされていますよ。」とサロンから説明された。
しかし契約書面には、『未開封商品の返品は可能』と記載がある。
『クーリング・オフ期間経過後の関連商品は返品不可とする』といった条項に同意した場合、未開封未使用であっても一切返品ができず、泣き寝入りせざるを得ないのか。

政令で指定されている関連商品については、クーリング・オフ期間経過後も返品返金の対象です。
関連商品とは、「その商品を購入しないとエステティックサービスが受けられないもの」を指します。

⚠ 『関連商品は返品不可とする』といった条項に同意した場合でも、特定商取引法や消費者契約法などの法律に基づき、その条項は無効と判断されます

関連商品を含むエステティックサービス契約の注意点

1. エステティック契約で指定されている関連商品とは

➢ 医薬品を除く「化粧品や石けんおよび入浴剤」、「健康食品や栄養補助食品（サプリメント）」などの消耗品。
「下着類（補正下着）*」、「美容機器（美顔器や脱毛機器、ボディ機器）」など。 *直接肌に身に着けるもの

2. 関連商品と推奨商品の違い

➢ 契約書面に「関連商品」として記載があるもの以外は、原則「推奨商品」として扱われます。
※推奨商品は特段の理由がない限り、クーリング・オフや中途解約ができない返品対象外商品となります

3. 返品ができない関連商品

➢ パッケージを含め開封および使用、または消費した化粧品や健康食品、サプリメントなどの消耗品。
※内容物が外気に触れた状態と判断される場合は、商品価値がないものと考えられ返品対象外とされます

4. 条件つきで返品ができる関連商品

➢ 下着類や美容機器は、開封がされていても未使用で汚れや破損のない状態であれば返品が可能です。
※但し、著しく商品価値が損なわれた状態と判断される場合は、返品対象外とされることがあります

5. 関連商品の返品期間

➢ エステティックサービス契約期間内に限られ、契約期限後の返品は原則認められていません。
※関連商品のみ（エステティックサービスのみも同様）を解約することは基本的に認められません